

健康保険法制度改正のご案内（令和4年1月施行）

1. 傷病手当金制度の見直し

現行、同一疾病で傷病手当金の受給を開始すると出勤等による不支給の有無に関わらず1年6か月で受給期間が満了となっていますが、令和4年1月より「**実際に傷病手当金の支給を受けた期間を**通算して1年6か月」と改正されます。最近ではがん治療などで入退院を繰り返すことも多いため、それらに対応する制度として改正が行われました。

現行

欠勤					出勤				欠勤											
支給	支給	支給	支給	支給	不支給	不支給	不支給	不支給	支給											
▲					▲				▲								▲			
開始					職場復帰				休職								終了			

← 支給開始から起算して1年6か月を超えない期間支給する →

改正後

欠勤					出勤				欠勤													
支給	支給	支給	支給	支給	不支給	不支給	不支給	不支給	支給													
▲					▲				▲												▲	
開始					職場復帰				休職												終了	

← 支給開始から支給した日を通算して1年6か月間支給する →

2. 任意継続被保険者制度の見直し（資格喪失）

現行、任意継続被保険者からの申出によって資格喪失はできませんでしたが、今回の改正で、第三十八条（任意継続被保険者の資格喪失）に**第七号（以下、赤字部分）が追加**されることにより、任意継続被保険者からの申出による資格喪失が可能となります。

第三十八条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第四号から六号までのいずれかに該当するに至ったときは、その日）から、その資格を喪失する。

- （一）任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- （二）死亡したとき
- （三）保険料（初めて納付すべき保険料を除く）を納付期日までに納付しなかったとき（納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く）
- （四）被保険者となったとき
- （五）船員保険の被保険者となったとき
- （六）後期高齢者医療の被保険者等となったとき
- （七）任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に申出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき

3. 任意継続被保険者制度の見直し（保険料算定基礎）

現行、任意継続被保険者の保険料算定は、退職したときの標準報酬月額か、前年度9月30日現在の当健康保険組合の全被保険者の平均額のいずれか低い額とされていましたが、令和4年1月より、当健康保険組合の規約で定めることにより、変更が可能となりましたが、**当健康保険組合は現行どおり**、退職したときの標準報酬月額か、前年度9月30日現在の当健康保険組合の全被保険者の平均額のいずれか低い額で任意継続被保険者の保険料算定を行います。